

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 交通対策室

(単位:千円)

事業名	バス運行事業	細事業名	スクールバス運行事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	道路運送法			
	4 誰もが安心な地域交通システムをつくる		南丹市スクールバス条例			
	(1)バス交通					
事業計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	小・中学校に通学する児童生徒の交通手段を確保並びに通学時に事故、犯罪、野生動物等から児童・生徒を守り安全を確保するためにバスを運行する必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		98,112	
			平成24年度	小・中学生の通学ためのスクールバス運行	利便性の向上 通学時の安全確保	98,112
			平成25年度	小・中学生の通学ためのスクールバス運行	利便性の向上 通学時の安全確保	102,616
			平成26年度	小・中学生の通学ためのスクールバス運行	利便性の向上 通学時の安全確保	98,112
具体的な実施内容	小・中学生の通学のためのバスを運行する。					
事業の目的	小・中学生の通学のためにバス運行を運行させる。					
事業の効果	通学のための交通手段確保ができる。 通学時の安全確保ができる。					